

外国人労働者の法的弱者性に関する一考察

大野 藍梨

§ 0. 導入

本稿の第1節では、伊豫谷登士翁の研究を参照し、19世紀後半から20世紀前半の近代国民国家形成の時期から21世紀の現在に至るまでの間の世界的な外国人労働力の移動とその要因について簡単に整理したい。第2節では、筆者らが調査を行った韓国における外国人労働者の受け入れ過程とその実態について、主に安里和晃の研究を整理して考察したい。第3節では、武居一正の研究を参照し、日本における不法就労者がどのような人権侵害を受けているのかについて考察したい。第4節では、第1節から第3節の事実関係をふまえて、外国人労働者はその法的弱者性を抱えるがゆえに重大な人権侵害にさらされていることを述べたい。

本稿で使用する「法的弱者性」という語は、後述するように①人権は前国家的・前憲法的性格をもつために、外国人は性質上可能な限り人権を認められるが、全ての人権を国民と同じく認めることは「国民主権に反する」ために制約を受けること、②外国人は国民と国家の社会契約の外側に置かれ、国家が国民に対して与える権利・自由・保護が保障されないこと、③事実として外国人がその人権侵害を受けていることの3つを指している。

§ 1. 外国人労働力の移動について

伊豫谷登士翁によると、外国人労働力の移動は2つの時期に区分できるという。第一の時期は、19世紀後半から20世紀初めの近代国民国家の形成時期である。国家によって国民が創出されていく一方で、国民ではない他者として外国人が区別され、国家から排除され始めたのである。外国人を排除しつつ、同時に抱えきれない国内の余剰人口を移民として外国に送る棄民政策もほぼ同時期に行われた。外国人は、その国が近代化を遂げるための社会的最底辺の労働力として、その国に組み込まれたのである。つまり、国家が資本主義化を遂げる過程で、「外国人は、政治的・社会的に排除されながら、経済的には、産業化のメカニズムの中に組み入れられ」¹⁾ てきたのである。近代国民国家は、国民の平等を前提にしているが、外国人は国民でない他者として常に差別化されてきたのである。伊豫谷はこの時期を「最初の移民の時代」と呼んでいる。

第二の時期は、今現在の「国民国家の崩壊期」ないしは「国民国家の動揺の時代」を指す。現在グローバリゼーションの進展により、「国境を越えた経済活動の拡大」が生じ、世界的な企業活動によって、国民国家と資本主義は必ずしも一体である必要はなくなったのである。グローバリゼーションが進展している一方で、国境にとらわれないリージョナリズム（地域主義）が出現している。つまり現在は、国境を乗り越える「超国家的」なグローバリゼーションと、国境にとらわれず同質性によって寄り集まるリージョナリズムが同時に生じているのである。

グローバリゼーションとリージョナリズムが同時に起こっている現在において、最も国際的競争力のある「商品」は、第三世界からの労働力であると伊豫谷は指摘している。第三世界の人々が先進国で労働して得た対価を本国に送金する総額は、貿易品目として考えると石油に次ぐ額であるという。²⁾

それではなぜ外国人労働力の移動が生じるのかということのプル要因とプッシュ要因につい

て考えてみたい。プル要因は、国内労働市場での労働力の階層化である。まず先進国の大企業に雇用される労働力と、そこからあぶれる労働力に大きく二分される。当然ながら大企業に就職できない労働力に社会的底辺労働が割り当てられる。そしてまた企業は産業の合理化を進め人件費を抑える努力をするので、その分の雇用が減ることや、景気の上向きに応じて雇用を増やすという雇用の流動性が生じる。従来は出稼ぎ労働者や日雇い労働者が社会的底辺の労働を担い、そのような雇用の流動性を保障してきたが、今はそれが機能しなくなっているのである。先進国国内における労働市場において、雇用の流動性に応じて労働力を確保することが困難になったために、それを充足するために外国人労働力に依存せざるをえなくなったのである。

プッシュ要因は、第三世界における伝統的な価値規範の崩壊である。伊豫谷はそれを「『生存維持経済』の崩壊」と呼んでいる。経済的なグローバリゼーションが全世界を覆い、第三世界にもともと存在していた伝統的な生産システムの崩壊が起こり、「第三世界の都市化」が生じ、否応なく先進国の資本主義システムに組み込まれているのである。そしてより高い賃金とより良い労働環境を求めて、大規模な労働力の移動が生じるのである。³⁾プル要因とプッシュ要因をみると、今日の先進国内で外国人労働者と失業者が「併存」していることがわかる。また先進国の大企業は、産業の合理化を一層すすめて生産性を上げる一方で、企業における管理部門を大都市に置く本社機能に対するサービスの単純労働者を必要とし、外国人労働者を雇用している。⁴⁾その結果外国人労働者がスクワッター（squatter:「不法定住者」「不法占拠者」の意）としてスラムを形成し、本社機能のある大都市に流入するという現象が生じているのが現状である。⁵⁾

§ 2. 韓国における外国人労働者の受け入れ過程とその実態

1991年に韓国は、日本を参考に産業研修生制度を導入した。この制度を導入した目的は、「労働者としての権利を制限し、賃金を抑えることにより、韓国企業の国際競争力を維持する」⁶⁾ためである。しかし、受け入れた研修生がより待遇の良い、本来の研修先とは異なる所で就労したり、超過滞在して就労したりする「未登録労働者」が生まれた。未登録労働者は、不法就労者であるため、本来研修生が受けられる賃金未払いの問題や、労災といったトラブルに対する保障や支援を受けることができない。⁷⁾そしてそのような未登録労働者の多くはいわゆる「3K」職に従事している「未登録労働者は全体の35%が製造業、22%が建設業、14%がウェイターやウェイトレスなどの外食産業、4%がホームヘルパーや病院看護を含む家事労働、1%が農業にそれぞれ従事していると推測されている。残りの24%は不明である。」⁸⁾このうちサービスセクターにあたる外食産業や家事労働は産業研修生制度では認められていないが、韓国語の話せる中国籍の朝鮮族が多く従事している。⁹⁾

1991年に導入された産業研修生制度の当初の目的は、海外に進出している韓国企業の、外国人労働者の研修を韓国で行いやすくするためであった。超過滞在者や不法就労者が増加しつつある状況のなかで、韓国国内の中小企業の労働力不足の解消のために、1993年に単純労働者も受け入れるように改正した。この改正の結果、韓国国内の労働力不足の解消はできたが、多くの未登録労働者を生み出す結果に陥った。未登録労働者は、劣悪な労働環境におかれ、産業事故や賃金未払い、虐待といった人権侵害を受けることも多かった。また雇用主によって、逃亡を防ぐために、パスポートやIDを取り上げられたり、給与から天引きするかたちでの貯蓄の強

制が行われたりした。労働組合を組織化することが研修生や未登録労働者には許されていないので、これらの人権侵害に対抗することができなかった。¹⁰⁾

韓国の民間外国人支援団体は、未登録労働者の国外退去処分の撤廃、研修生にも労働者としての権利を認めること、労働者の人権の保障という3点を政府に要求し、産業研修生制度そのものの撤廃をもとめてきた。産業研修生制度それ自体が、研修生であることを理由に、労働者としての権利・自由を保障しないからである。¹¹⁾

韓国の労働市場において、地元の韓国人労働者と外国人労働者の競合が起こらないことも分かっている。いわゆる「3K」職の需要が韓国国内にあっても韓国人労働者は忌避する傾向にあり、結果的に「3K」部門の仕事を外国人労働者が引き受けている。韓国においても失業者と外国人労働者の併存が生じていることが分かる。

香港や韓国では、女性の高学歴化と社会進出に伴い、再生産産業である家事労働の「外部化」がすすみ、多くの外国人女性労働者が家事労働に従事している。韓国においては、家事労働というサービスセクター部門の外国人労働者の雇用は原則的に認められていないが、近年増加していることが分かっている。また家事労働だけでなく、看護や清掃業にも就労し、そのほとんどが未登録労働者によって担われている。雇用主が英語を話す場合はフィリピン人女性を、韓国人が雇用主である場合には中国籍の朝鮮族女性が選好されている。韓国の家事労働に従事する外国人女性は、得た給与を本国に送金し、その送金によって本国の家族を扶養している場合が多い。家事労働に従事する外国人女性は本国の家族を呼び寄せたいと考えているが、経済的に困難であり、家族と共に暮らし経済的に充足可能な地としてカナダやアメリカに移住することをめざしている。¹²⁾

韓国において家事労働の担い手として外国人女性が単身で出稼ぎをしている一方で、外国人男性労働者もまた単身で「3K」部門の仕事や単純労働に従事しているため、男女の出会いも比較的多く、結婚に至る場合もある。韓国国内で子どもが生まれても韓国で養育するのは経済的に困難であり、子どもは本国の実家に預け、両親は韓国国内に残って働き、本国に送金する事例が多い。¹³⁾

韓国の外国人労働者の受け入れ政策が、常に「事実追認」であり、労働者の量的管理のみに重点化されていることを安里は指摘している。¹⁴⁾このように、韓国の外国人労働者の実態は、産業研修制度それ自体に問題があり、そこから研修生の離脱が恒常化し、未登録労働者が大量に発生し、労働者の人権侵害が起きていることが分かる。

§ 3. 日本における不法就労者をめぐる人権について

これまで世界規模での労働力の移動と韓国における外国人労働者の受け入れ実態についてみてきたが、本節では日本における不法就労者の人権について整理したい。武居一正によると、日本における外国人不法就労者の「不法」とは、「出入国管理及び難民認定法の70条4号の【資格外活動の罪】、同5号の【不法残留の罪】、及び外国人登録法18条1項1号、3条1項の【無登録の罪】を犯していること」を指す。¹⁵⁾不法就労者のほとんどがアジア出身であり、超過・不法滞在者であっても日本で就労する目的は、日本と就労者の出身国の間に経済格差が大きいこと、出身国の経済状態が不安定で雇用事情が悪いこと、円高による日本で働くメリットの高まりによって説明できる。¹⁶⁾

不法就労者のうち男性は、「日本人とりわけ若年労働者が就きたがらなくなった職種」であ

る建設作業員や部分製造の工場作業員、雑役夫として働く。女性の場合、風俗産業と呼ばれるホステスやストリッパー、売春婦として働くことが「ほとんどである。」¹⁷⁾

日本の労働法は就労に関して国籍を理由にした差別の禁止が行われており、不法就労者であっても、労働者の基本的人権、すなわち最低賃金、労働条件・環境、労働災害に関する保険適用の保障が見認められている。¹⁸⁾しかし、不法就労者は常に賃金の未払いや不当な低賃金や長時間労働や中間搾取、労働災害の隠蔽といった人権の侵害にさらされている。女性の場合には、売春の強要や暴行、監禁、外国人女性の人身売買が行われていることもある。このような不法就労者に対する人権侵害がなぜ起きるのかについて武居の論点のいくつかを整理して考察したい。まず不法就労者（来日当時不法か否か問わず）は、日本に出稼ぎをすることによって経済的上昇を強く望んでいるために、来日に際してかなりの額を費やし、しばしば借金によって賄われているために、その返済を終えるまでは帰国できないという問題がある。来日するための費用は、ブローカーによってかなり水増しした額を請求される。その結果、「不法就労の発覚及び強制送還を極度に恐れることになり、その点を付け込まれ、またお金のために少々のことは我慢しようとする」¹⁹⁾のである。また、来日前に日本語を習得していないがために、不当な人権侵害を訴える術がなく、人権意識も希薄であり、日本において自身のどのような権利が保障されているのかについて無知であるという事情がある。²⁰⁾

出入国管理及び難民認定法の62条2項は、公務員が不法就労者を「発見」した場合には、入国審査官ないしは警備官への通報を義務付けている。²¹⁾このため、不法就労者が自身の不当な待遇や人権侵害を公的機関に訴えると同時に、不法就労が発覚し国外退去処分（強制送還）を受けることになる。これは不法就労者であっても労働者としての基本的人権が保障されることの有形無実化を意味している。

不法就労者が日本への出稼ぎによって経済的上昇を望んでいる一方で、日本の雇用者も安価な労働力として外国人労働者を導入したいと考えている点で両者の利害が一致するのである。しかしこれは「同一労働同一賃金の原則」を無視した差別的雇用であるといえる。²²⁾

§ 4. 外国人労働者とその法的弱者性について

第1節でみたように、近代国民国家の形成過程において、まず国民と外国人が差異化され、国民は平等でありその国の許す限りの権利・自由が与えられるが、外国人にはそれが保障されないという大前提がある。「国民の権利及び義務」を定めた日本国憲法第3章では、基本的人権をはじめとするさまざまな権利・自由の保障を約束しているが、日本国憲法第10条の【国民の要件】によって、外国人は国民から除外される。日本においては外国人には、参政権、社会権、入国の自由は保障されていないし、憲法第3章で日本国民に約束されている自由権、平等権、受益権にかんしては、外国人に対しても適用されるが、「国民主権に反するため」に日本国民と同じだけの保障がされているわけでない。また、経済的自由や居住・移転にかんしてもその制限を受ける。²³⁾外国人がこのように基本的人権の制約を受けるのは、国家とその国民の社会契約の外側に置かれているからである。

それでは、外国人には、どのような権利・自由が認められているのだろうか。芦部信喜によると、通説・判例においても、「人権が前国家的・前憲法的な性格を有するものであり、また憲法が国際主義の立場から条約および確立された国際法規の遵守を定め（98条）、かつ、国際人権規約等にみられるように人権の国際化の傾向が顕著にみられるようになったことを考慮

するならば、外国人にも、権利の性質上適用可能な人権規定は、すべて及ぶと考えるのが妥当である」としている。²⁴⁾引用にある国際人権規約とは、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約（B規約）」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」を指し、これらは「すべての者」にたいする基本的人権を保障しており、超過滞在者であっても保障されなければならないとしている。しかし、第3節でも述べたように、労働者の基本的人権、すなわち最低賃金、労働条件・環境、労働災害に関する保険適用の保障は外国人にも約束されているが、それらは十分に保障されていない。

このように、外国人には国際法規によって自身の基本的人権は保障されているが、その権利の多くが制限を受けており、本来得られるはずの保障が受けられないといった法的弱者性を抱えている。また第3節にみたように、不法就労者の場合には、公務員の不法就労者の通報義務のために、自身の人権侵害を訴える術を持ちえないのである。

第1節から第3節を通して述べてきたように、第三世界からの外国人労働者、とりわけ不法就労者は受入国の労働者が忌避する「3K」部門の仕事や風俗産業に従事することが多く、他の労働者よりも過酷な労働環境や身の危険にさらされているといえる。それにも関わらずその事実が雇用者によって隠蔽されていることは既に述べた通りである。

第2節と第3節でみたように、雇用者やブローカーによって外国人労働者の逃亡を防ぐために、パスポートやIDの取り上げが行われたり、渡航費用の返済と称して悪質な借金漬けにさらされたりしている実態がある。その結果外国人労働者は逃げることも法に訴えることも出来ず、泣き寝入りをしながら雇用者のもとで働くことを強いられるのである。

第1節でプル要因として説明したように、先進国においては産業の合理化や景気によって雇用が流動化している。雇用が拡大したときに外国人労働者は労働市場を補充する存在として導入されるが、雇用が減少した時には十分な失業手当も与えられないままに解雇されるのである。受入国の労働市場において受入国の労働者と外国人労働者は競合しないにもかかわらず、受け入れ国の雇用が減少時には、外国人労働者に対するゼノフォビアも起こり、フランスやドイツだけでなく、日本や韓国においてもその傾向にある。²⁵⁾

このように外国人労働者、とりわけ不法就労者は、受け入れ国の雇用主やブローカーによって外国人であるという法的弱者性に付け込まれ、不当な賃金や労働環境を強いられ、人権侵害を受けている。国際法規によって外国人にも基本的人権の保障が約束されているとはいえ、有形無実化しているために、自身の人権侵害を法に訴え待遇を改善することができないのである。

外国人にどの程度その国の国民と同じだけの権利・自由を保障するかについては簡単に議論することができないが、国際法規によって定められているように不法就労者であっても基本的人権は絶対的に保障されるべきであり、不法就労者の人権侵害を事実上見逃しにする公務員による不法就労者の通報義務はあってはならないはずである。日本においても韓国においても不法就労者を含む外国人労働者は法的弱者であるばかりか、取締りの対象となっている。外国人労働者の雇用者による搾取や暴力、強制送還といった不安を少しでも軽減するために、日本や韓国といった外国人労働者の受け入れ国は、管理の対象とするのではなく、外国人労働者の基本的人権の尊重が期待できるような政策に転換すべきである。

【註】

¹⁾ 伊豫谷登士翁「経済学の視点から見た労働力の国際移動について（外国人労働者）」大東文

- 化大学編『国際比較政治研究』第4巻、1995年、7頁。
- ²⁾前掲1)6～8頁。
- ³⁾前掲1)15～16頁。伊豫谷登士翁『グローバリゼーションと移民』、有信堂、2005年、2～27頁。
- ⁴⁾前掲3)伊豫谷：2005年、237～239頁。
- ⁵⁾藤巻正己「1970年代におけるクアラルンプルの社会地理」『立命館地理学』2005年、55～77頁。
- ⁶⁾安里和晃「韓国における外国人労働者の処遇に関する動向と支援組織の反応」『龍谷大学経済学論集』第42巻第4号、2003年、85頁。
- ⁷⁾註6)に同じ。
- ⁸⁾前掲6)86～87頁。
- ⁹⁾註8)に同じ。2002年The Korea Heraldの調査による。また日本で摘発された不法就労者の就労内容の構成は、男性の場合、建設作業員が30.5%、工員（工場労働者）が30.3%、バーテン等給士が7.0%、その他の労務作業員が6.9%、調理人が6.6%、皿洗いが3.2%、その他の労働者が15.6%を占める。女性の場合、ホステス等接客が43.0%、ウェイトレス等給士が14.9%、工員（工場労働者）が13.3%、皿洗いが5.7%、その他のサービス業従事者が4.3%、調理人が4.3%、その他の労働者が14.5%を占めている。（財団法人入管協会『平成10年出入国管理関係統計概要』、1999年）。
- ¹⁰⁾前掲6)89頁。
- ¹¹⁾前掲6)97～98頁。
- ¹²⁾前掲6)98～99頁。
- ¹³⁾前掲6)101頁。
- ¹⁴⁾前掲6)102頁。
- ¹⁵⁾武居一正「日本における外国人労働者の人権」『日本法政学会法政論集』第26巻第4号、1999年、29頁。
- ¹⁶⁾前掲15)に同じ。丹羽雅雄『知っていますか？外国人労働者とその家族の人権一問一答』解放出版社、2002年、14～20頁。
- ¹⁷⁾前掲15)に同じ。ただし、武居のこの表記に関して明確な統計の裏付けがなされておらず、正確な実態を示しているかは不明である。
- ¹⁸⁾前掲15)31～33頁。26～30頁。芦部信喜『憲法 第4版』、岩波書店、2008年、77～95頁。
- ¹⁹⁾前掲15)30頁。
- ²⁰⁾註19)に同じ。
- ²¹⁾前掲15)30～31頁。
- ²²⁾前掲15)31頁。前掲16)丹羽：14～20、36～41頁。
- ²³⁾前掲18)芦部：90～95頁。
- ²⁴⁾前掲18)芦部：90頁。
- ²⁵⁾軍司泰史『シラクのフランス』岩波新書、2004年、128～152頁。前掲16)丹羽：21～23頁。
- 【註に記した以外の参考文献】
- 菅野和夫他『ポケット六法平成21年版』有斐閣、2009年。
- 杉田敦「憲法とナショナリズム」（長谷川恭男他『憲法3 ネーションと市民』岩波書店、2007

年所収) 59～82 頁。

関谷昇「社会契約説と憲法」(長谷川恭男他『憲法 3 ネーションと市民』岩波書店、2007 年所収) 29～58 頁。

西川長夫『増補 国境の越え方 国民国家序説』平凡社、2007 年。